

化学的酸素要求量、窒素含有量及び  
りん含有量に係る総量削減計画  
(第7次)

平成24年2月

三重県

## 化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画

この総量削減計画は、水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）第 4 条の 3 の規定に基づき、水質汚濁防止法施行令（昭和 46 年政令第 188 号）別表第 2 第 2 号ハに掲げる区域について、平成 23 年 6 月 15 日付け化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減基本方針（伊勢湾）に定められた削減目標量を達成するため、必要な事項を定めるものである。

### 1 削減の目標

第 6 次「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画」では、化学的酸素要求量（COD）、窒素含有量及びりん含有量に係る汚濁物質について、平成 21 年度の発生源別の削減目標量を定め、計画を着実に推進することにより、これらの目標量を達成した。

本計画においては、平成 26 年度を目標年度とする第 7 次水質総量削減の実施にあたり、発生源別の削減目標量を表 1 から表 3 のとおりとする。

#### (1) 化学的酸素要求量（COD）について

表 1 発生源別の削減目標量

|      | 平成 26 年度における<br>削減目標量<br>(ト/日) | (参考)平成 21 年度<br>における量<br>(ト/日) |
|------|--------------------------------|--------------------------------|
| 生活排水 | 12                             | 14                             |
| 産業排水 | 12                             | 12                             |
| その他  | 3                              | 3                              |
| 計    | 27                             | 29                             |

## (2) 窒素含有量について

表2 発生源別の削減目標量

|      | 平成26年度における<br>削減目標量<br>(ト/日) | (参考)平成21年度<br>における量<br>(ト/日) |
|------|------------------------------|------------------------------|
| 生活排水 | 7                            | 8                            |
| 産業排水 | 5                            | 5                            |
| その他  | 10                           | 10                           |
| 計    | 22                           | 23                           |

## (3) リン含有量について

表3 発生源別の削減目標量

|      | 平成26年度における<br>削減目標量<br>(ト/日) | (参考)平成21年度<br>における量<br>(ト/日) |
|------|------------------------------|------------------------------|
| 生活排水 | 0.7                          | 0.8                          |
| 産業排水 | 0.7                          | 0.7                          |
| その他  | 0.3                          | 0.3                          |
| 計    | 1.7                          | 1.8                          |

## 2 削減目標量達成のための方途

### (1) 生活排水からの汚濁発生源対策

伊勢湾に流入する汚濁負荷量の削減を図るためには、工場・事業場排水はもとより、汚濁負荷割合の大きい生活排水の対策を適正かつ効率的に行うことが必要である。

このため、「三重県生活排水処理施設整備計画（生活排水処理アクションプログラム）」に基づき、市町と連携して、地域の実状に応じ、下水道、浄化槽、農業集落排水処理施設、コミュニティ・プラント等の生活排水処理施設及びし尿処理施設の整備を促進する。また、生活排水処理施設の適正な維持管理の徹底及び高度処理施設の導入等の生活排水対策を実施し、一層の汚濁負荷量の削減に努める。

なお、本計画の目標年度における、生活排水の処理がなされる人口の見込みは表4のとおりである。

表4 生活排水の処理がなされる人口

| 年度 | 行政人口<br>(千人) | 下水道処理人口<br>(千人) | 浄化槽等人口<br>(千人) |
|----|--------------|-----------------|----------------|
| 26 | 1, 5 2 4     | 7 6 4           | 4 3 5          |

注) 浄化槽等人口は、農業集落排水処理施設及び漁業集落排水処理施設、コミュニティ・プラント、浄化槽により処理される人口を指す。

#### ア 下水道の整備

下水道の整備については、「三重県生活排水処理施設整備計画（生活排水処理アクションプログラム）」との整合を図りつつ、表4に掲げる処理人口を目標にその整備の促進を図る。

また、下水道終末処理場については、維持管理の徹底及び高度処理の導入等により、排出水の水質の安定・向上を図る。

合流式下水道については、越流水の現状把握に努め、雨水滞水池の整備等による改善事業を促進する。

#### イ 浄化槽等の生活排水処理施設の整備

農業集落排水処理施設については、農業振興地域において、また、漁業集落排水処理施設については、漁港背後の漁業集落において、それぞれ、「三重県生活排水処理施設整備計画（生活排水処理アクションプログラム）」に基づき整備を促進する。

コミュニティ・プラントについては、市町の一般廃棄物処理計画に基づき整備を促進する。

浄化槽については、集合処理施設の整備が困難な山間部や中小都市が散在する地域等において、「三重県生活排水処理施設整備計画（生活排水処理アクションプログラム）」に基づき地域の実情に応じた施設の整備を促進するとともに、高度処理型浄化槽の普及を図る。さらに、既設の単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換の促進を図る。

なお、浄化槽については、建築基準法（昭和25年法律第201号）、浄化槽法（昭和58年法律第43号）及び三重県浄化槽指導要綱に基づき、適正な設置並びに保守点検・清掃及び法定検査の徹底により、放流水質の安定・向上を図る。

#### ウ し尿処理施設の整備

し尿処理施設については、市町の一般廃棄物処理計画に基づき整備を促進するとともに、処理施設の維持管理の徹底により、排出水の水質の安定・向上を図る。

## エ 家庭における生活排水対策

一般家庭からの生活排水による汚濁負荷量を削減するため、市町と連携し、廃食用油を適正に処理し公共用水域に流さないこと、洗剤の適正な使用、調理くずの適正な処理等家庭でできる雑排水対策についての普及、啓発を行う。

### (2) 産業排水からの汚濁発生源対策

#### ア 総量規制基準の設定

総量規制基準が適用される指定地域内事業場については、これまで6次にわたる総量規制において汚濁負荷量削減のための対策により、かなりの削減がはかられてきたことや、原材料等の使用の実態、排水処理技術水準の動向等を勘案し、適切な総量規制基準を定める。

基準値については、環境大臣が定めた

(ア)「化学的酸素要求量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲」(平成18年環境省告示第134号、平成23年一部改正)

(イ)「窒素含有量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲」(平成18年環境省告示第135号、平成23年一部改正)

(ウ)「りん含有量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲」(平成18年環境省告示第136号、平成23年一部改正)

により定めることとし、一部の業種については、排水量等により区分し、業種等の実態を考慮して適切に設定する。

#### イ 総量規制基準が適用される事業場等に対する対策

指定地域内事業場については、生産工程及び用水の合理化、排水処理施設の維持管理の徹底及び整備等により総量規制基準が遵守され、一層の汚濁負荷量の削減が図られるよう、水質汚濁防止法に基づき立入検査、水質検査等を行うとともに、制度の主旨や内容について周知を徹底する。

#### ウ 総量規制基準が適用されない事業場等に対する対策

総量規制基準が適用されない工場・事業場については、「小規模事業場等排水処理対策指導要領」に基づき、実態に応じた排水処理の指導、助言を行う。

指定地域内の日平均排水量が50立方メートル未満の事業場については、排出水の実態等を考慮し、適正な排水処理について啓発等を行い、汚濁負荷量の削減に努める。

また、排水規制の適用を受けない工場・事業場については、排出水の実態等について、その実態把握に努め、汚濁負荷量の削減対策、排水処理施設の設置等の必要な措置を講じるよう指導を行う。

### (3) その他からの汚濁発生源対策

その他の農用地や畜産業、養殖業等の汚濁発生源については、発生源が多岐にわたることから汚濁負荷の実態に応じて以下の対策を講じることにより、汚濁負荷量の削減を図るものとする。

#### ア 農地からの負荷削減対策

「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」(平成 11 年法律第 110 号)、「環境と調和のとれた農業生産活動規範」(平成 17 年農林水産省)、「有機農業の推進に関する法律」(平成 18 年法律第 112 号)等に基づき、農業環境規範の普及、エコファーマーの認定促進、有機農業への参入促進、地域でまとまって環境負荷を低減する先進的な営農活動の支援、施肥量の適正化、化学肥料の使用の抑制等による環境負荷の軽減などに配慮した環境保全型農業を推進する。

また、施肥由来の硝酸性窒素等の地下水汚染が発見された場合、地域協議会を設置し改善対策を講じることにより、農用地に由来する汚濁負荷量の削減を図る。

#### イ 畜産排水対策

畜産排水については、「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」(平成 11 年法律第 112 号)、「三重県環境保全型畜産確立対策基本方針」等に基づき、家畜飼養農家に対し、巡回を実施し、家畜排せつ物処理施設の改修や汚水の処理方法について技術的指導・助言を行い汚濁負荷量の削減を図る。

#### ウ 養殖漁場の環境保全

養殖漁場の環境保全を図るため、漁場適正利用協議会において「持続的養殖生産確保法」(平成 11 年法律第 51 号)、「三重県魚類養殖指針」に基づく養殖漁場の環境管理の推進体制を整備し、養殖漁場利用の適正化を図る。

なお、地域の実情に応じて、漁場内の水質、底質の改善を図るため、適切な措置を講ずる。

#### (4) その他汚濁負荷量の総量の削減に関し必要な事項

##### ア 自然浄化能力の再生

藻場・干潟及び浅場を保全するとともに、造成・再生することにより、伊勢湾が持つ自然浄化機能や多様な生物循環機能の再生を図る。

河川整備の実施にあたっては、河川が有している自然環境に配慮した川づくりを進める。

##### イ 水質改善に資する養殖等の取組の推進

水質改善に資する取組として、自然にある栄養塩や餌を利用して行う藻類養殖、貝類増養殖等を推進するとともに、物質循環を補完するため、水生生物の安定的な漁獲を推進する。

また、漁船漁業、採貝漁業及び養殖漁業（のり養殖等藻類養殖）の持続的な発展を通じて生物量並びに生物生産力の増大を図るとともに、物質循環の健全化を推進する。

##### ウ 監視体制の充実

公共用水域の水質汚濁及び汚濁負荷量、赤潮や貧酸素水塊の発生状況等を把握し、有効かつ適切な対策を講ずるため、国及び関係する県市等との連携のもと、水質調査、指定地域内事業場に対する立入検査等、効果的な監視体制の充実を図る。

##### エ 教育、啓発等

水質総量削減をより効果的に推進するには、関係市町、事業者及び県民の理解と協力が必要である。このため、総量削減の主旨及び内容について、自治体の広報紙やホームページ等により、正しい理解を求め、協力体制の強化を図ることにより、汚濁負荷量の削減に努める。

県民に対しては、家庭でできる浄化対策の実践等に努めるよう啓発等を行うとともに、児童、生徒に対しては、水環境の保全に対する正しい知識が得られるよう、普及、啓発に努める。

##### オ 調査研究の推進

関係する国、県市、大学等研究機関などと連携し、伊勢湾の水質汚濁や貧酸素水塊の発生原因となる底質の堆積状況等の調査研究に取り組む。

また、漁場環境の保全と持続的な利用のため、内湾域における養殖動態に関する調査研究と情報提供を行うとともに、赤潮による被害軽減に関する研究、淡水域における環境や生物多様性の保全、生産性の向上に関する研究を行う。

海域の自然再生機能を有する藻場や干潟を効率的に造成する技術開発を行うとともに、藻場・干潟による自然浄化機能を定量化し、客観的に評価するための研究を行う。

#### カ 中小企業者に対する金融支援

中小企業者の排水処理施設の設置、改善等に対する金融支援制度（三重県環境・防災対策等促進資金融資等）の活用を図り、水質汚濁防止施設の整備を促進する。

#### キ 多様な主体との連携

「三重県環境保全活動・環境教育基本方針」に基づき、環境保全活動及び環境教育に係る施策を推進し、県民一人ひとり、漁業者、事業者などのさまざまな主体が、伊勢湾を豊かで親しめる身近な海として実感・評価し、自主的な活動が実施されるよう取り組んでいく。

また、伊勢湾の再生に向け、多様な主体と連携し、国の関係省庁と三県一市等で組織する「伊勢湾再生推進会議」で策定した「伊勢湾再生行動計画」を推進していく。